

電子契約・電子署名 オンラインセミナー

弁護士法人神戸シティ法律事務所

弁護士 村上英樹



弁護士法人

神戸シティ法律事務所

KOBE CITY
LAW OFFICE

「電子契約・電子署名」と言われる背景

(コロナ以前からの要請)

- 1 業務効率化、経費節減
- 2 印紙代削減
- 3 不正の防止 (文書の管理、相互監視)
- 4 BCP (事業継続計画) への寄与



コロナ下での出勤制限など → リモートワーク対応の必要

2020年6月19日 法務省「押印についてのQ&A」

脱ハンコへ！

押印についてのQ & A

令和2年6月19日
内閣府
法務省
経済産業省

問1. 契約書に押印をしなくても、法律違反にならないか。

- ・ 私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。
- ・ 特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。

問2. 押印に関する民事訴訟法のルールは、どのようなものか。

- ・ 民事裁判において、私文書が作成者の認識等を示したのものとして証拠（書証）になるためには、その文書の作成者とされている人（作成名義人）が真実の作成者であると相手方が認めるか、そのことが立証されることが必要であり、これが認められる文書は、「真正に成立した」ものとして取り扱われる。民事裁判上、真正に成立した文書は、その中に作成名義人の認識等が示され

問6. 文書の成立の真正を証明する手段を確保するために、どのようなものが考えられるか。

- ・ 次のような様々な立証手段を確保しておき、それを利用することが考えられる。
- ③ 電子署名や電子認証サービスの活用（利用時のログインID・日時や認証結果などを記録・保存できるサービスを含む。）

電子契約と電子署名

- ・「電子契約」

→ 契約の中で、電子署名やタイムスタンプを付与した電子ファイルを利用するもの

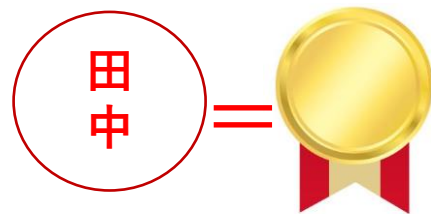
- ・「電子署名」

→ 電子ファイルに付与される電子的なデータであり、紙文書における印章やサイン（署名）に相当する役割を果たすもの

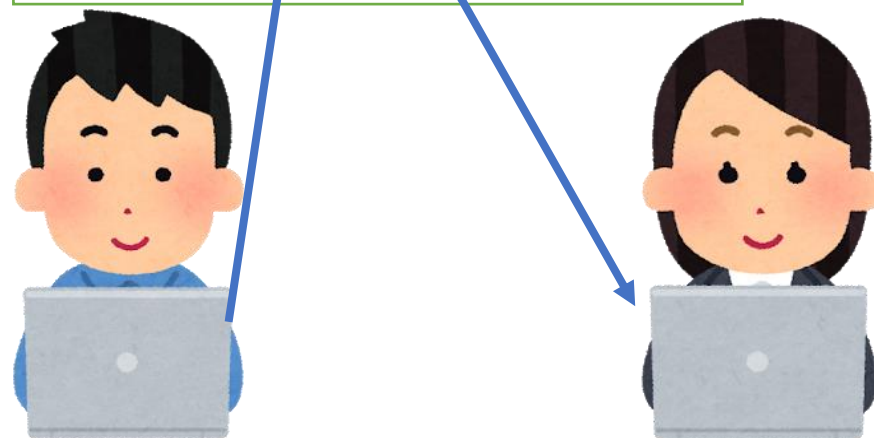
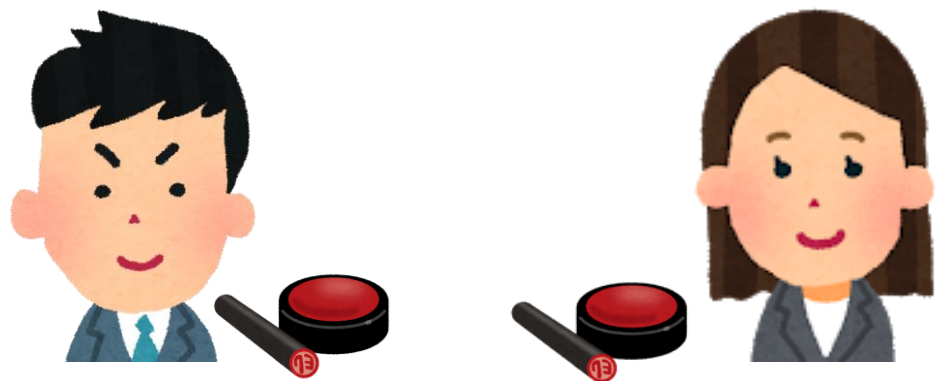
- ・「タイムスタンプ」

→ 電子署名の応用技術で、ある時刻に電子文書が存在していたことを証明するために用いられるもの

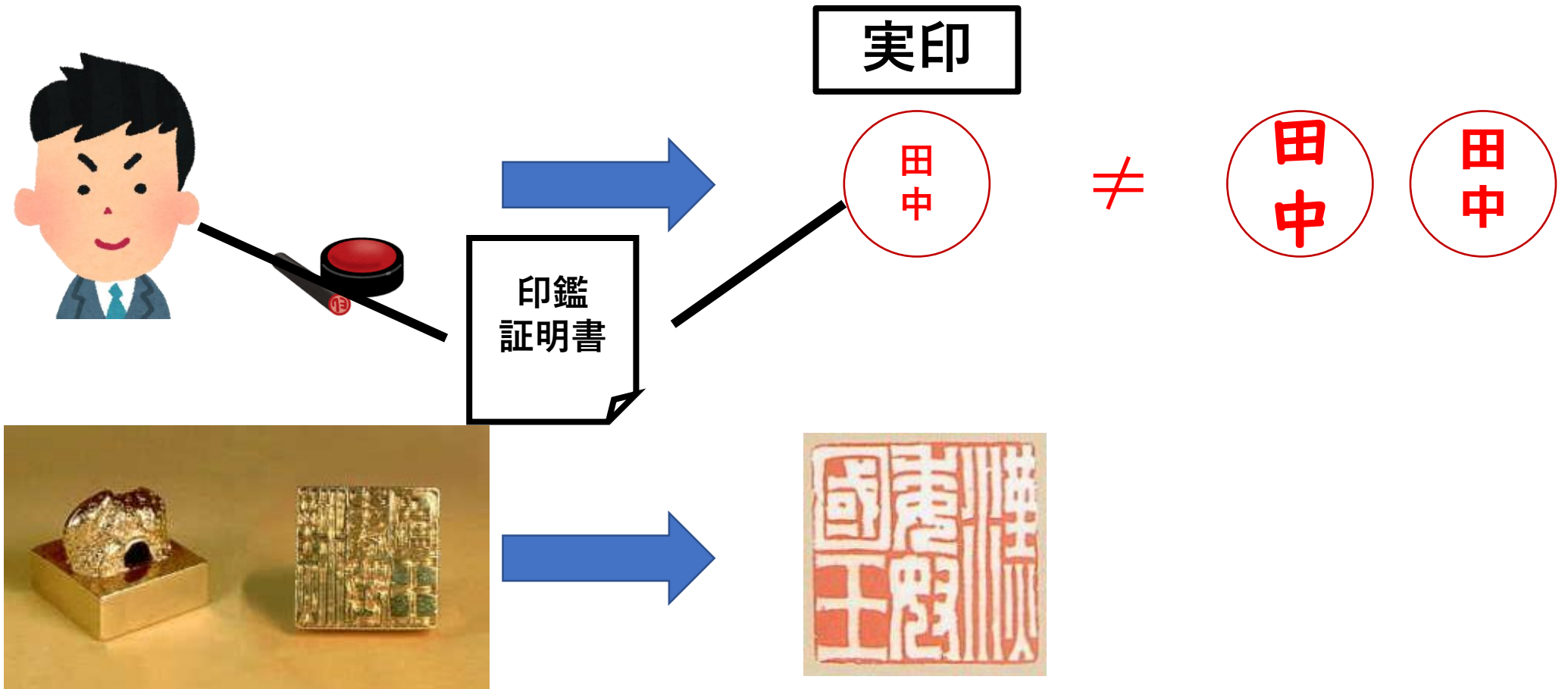
紙



電子ファイル



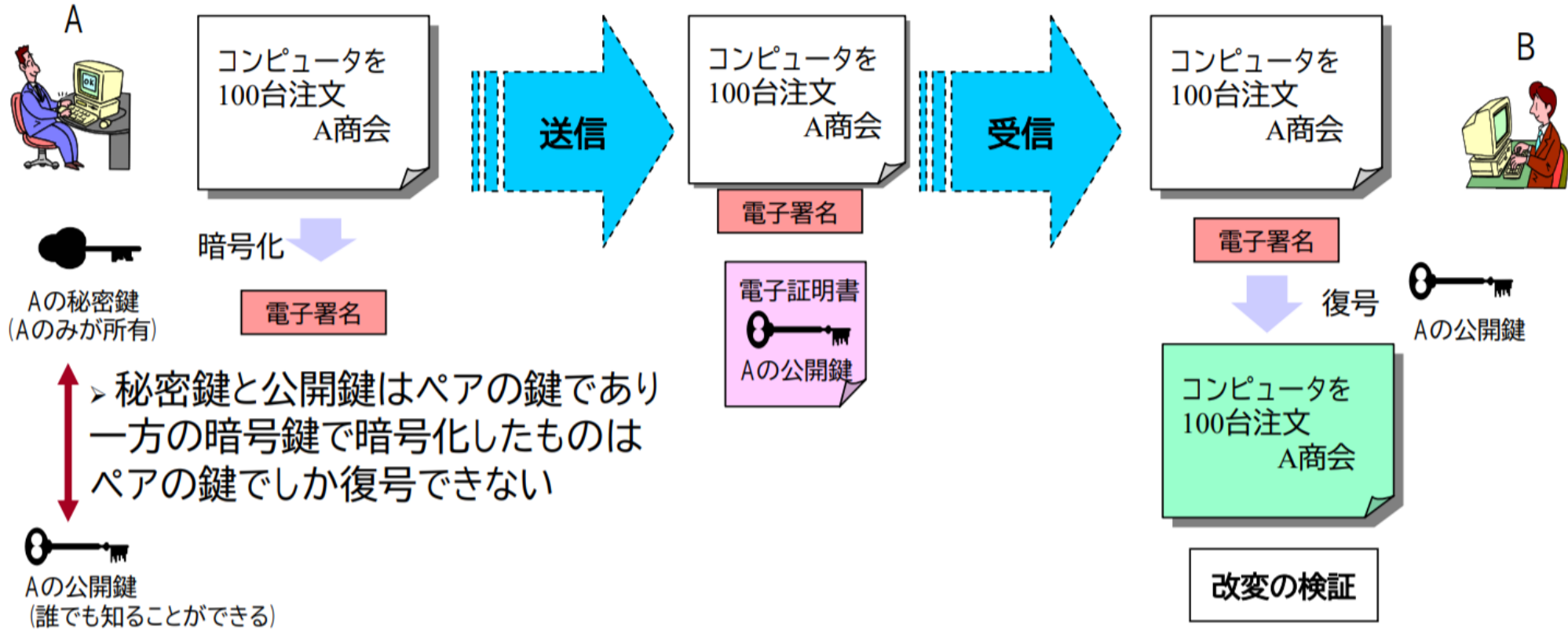
印章と同じ役割を果たす？



画像 ウィキペディアより引用「漢委奴国王」

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%BC%A2%E5%A7%94%E5%A5%B4%E5%9B%BD%E7%8E%8B%E5%8D%B0>

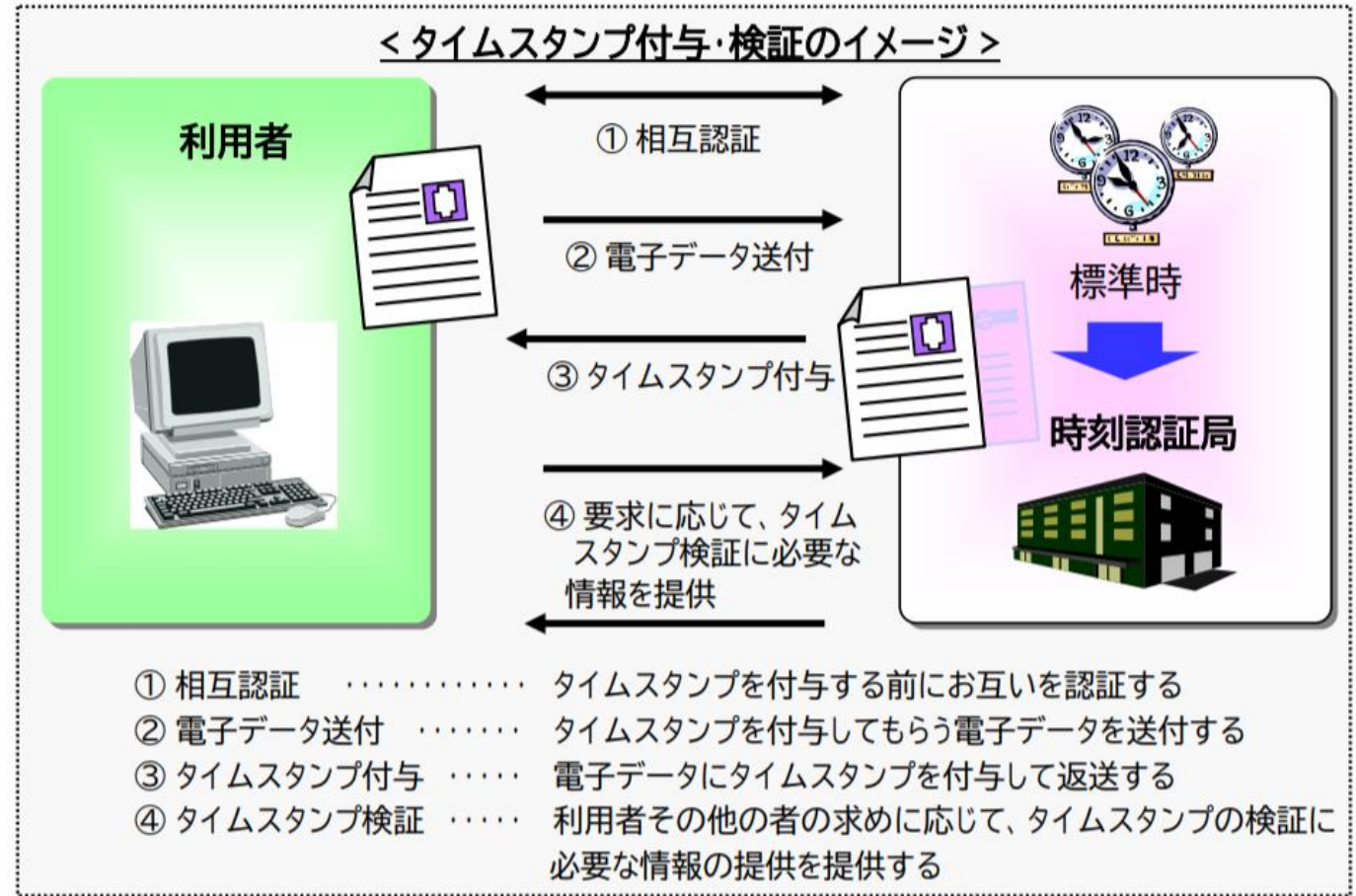
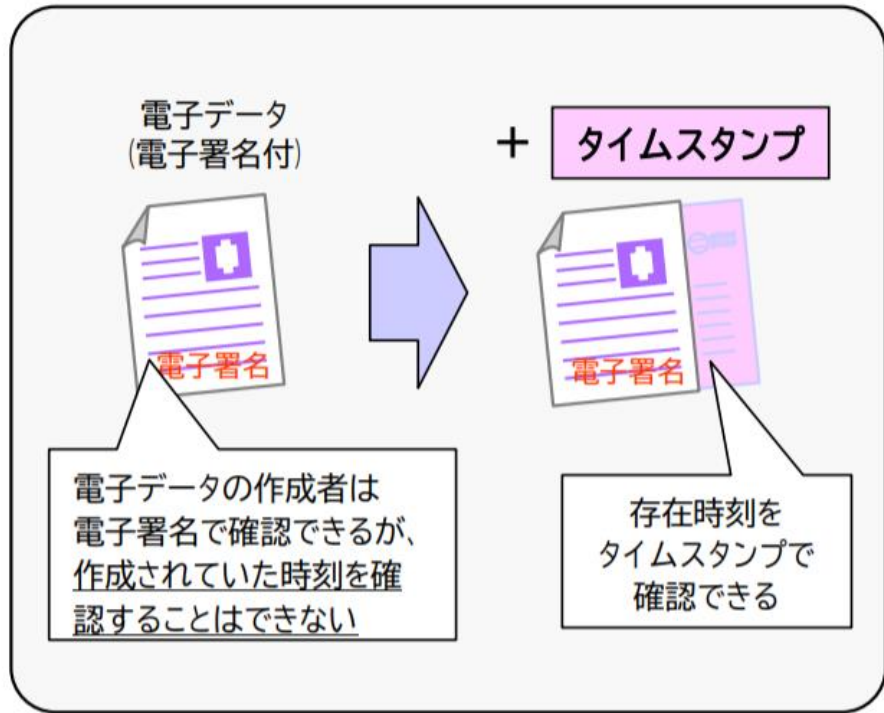
電子署名の仕組み（暗号化技術）



(図は総務省ホームページより引用)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/ninshou-law/pdf/law_2.pdf

タイムスタンプ



(図は総務省ホームページより引用)
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/ninshou-law/pdf/law_16.pdf

単なる電子ファイル（PDFなど）



電子署名

タイムスタンプ



電子契約書

サービス導入のイメージ

クラウドサイン（電子サイン型、立会人電子署名型）の例（動画）

村上英樹株式会社

代表取締役 村上英樹

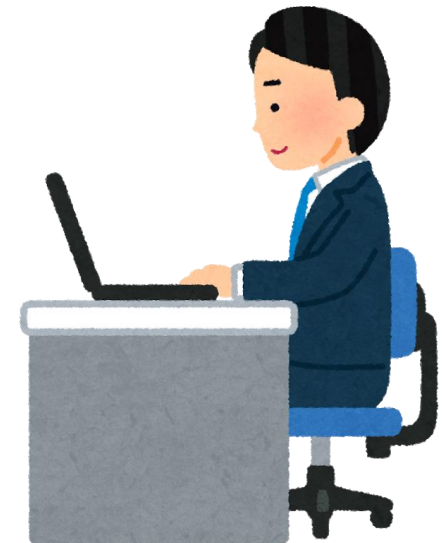


契約書



神戸シティ株式会社

代表取締役 神戸シティ太郎



紙の契約書とハンコがなくても大丈夫？

1 契約書の意味

契約は「当事者の意思の合致」で成立

→ **原則として、口頭でも有効に成立する。**

但し、例外 保証契約（民法446条2項）

定期借地契約（借地借家法22条1項、23条3項）、定期建物賃貸借契約（38条1項） など

契約書の機能 → ① 契約内容の明確化
② 証拠となる

2 押印（ハンコ）の効果

民事訴訟法228条4項

「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」

「本人の**押印**」 → （推定）「真正に成立」

本人の意思に基づいて作成されたこと

電子署名法

- 「電子署名及び認証業務に関する法律」
2000年(!) 成立
- 「電子署名」を定義（2条）
 - ① 電子ファイルに対して行う措置
 - ② 「本人」がしたことを示すもの
 - ③ 改変が行われていないことが確認できるもの
- 「電子署名」の効力（3条）
本人による**電子署名** → （推定）真正に成立した
「**本人の意思により作成されたこと**」

電子証明書の発行

種類	法令根拠	発行体	対象	特徴
特定認証業務	電子署名法 2条3項	技術的要件 を満たす事 業者	個人	電子署名サービスで広く用いられる。 本人確認の方法は各事業者による。
認定認証業務	同法4条～	国の認定を 得た事業者	個人	戸籍・住民票+免許証等により厳格な本人確認手続。
マイナンバー カード	公的個人認 証法3条	地方公共団 体情報シス テム機構	個人	住民票の記載に基づく。 用途は公的機関への真正・届出（e-TAX等）に限定 →民間開放の動き（銀行口座開設など）
商業登記に基 づく電子認証	商業登記法 12条の2	法務局	法人	商業登記に基づく。 用途は公的手続（法務局関連、税、社会保険・労働 保険、自動車保有、オンライン支払督促など）

電子署名の作り方

1 ローカル署名

自分のパソコンで、ICカード（秘密鍵）とカードリーダーを利用して文書に電子署名をする方法

→ **ICカード管理、手間が大変。**

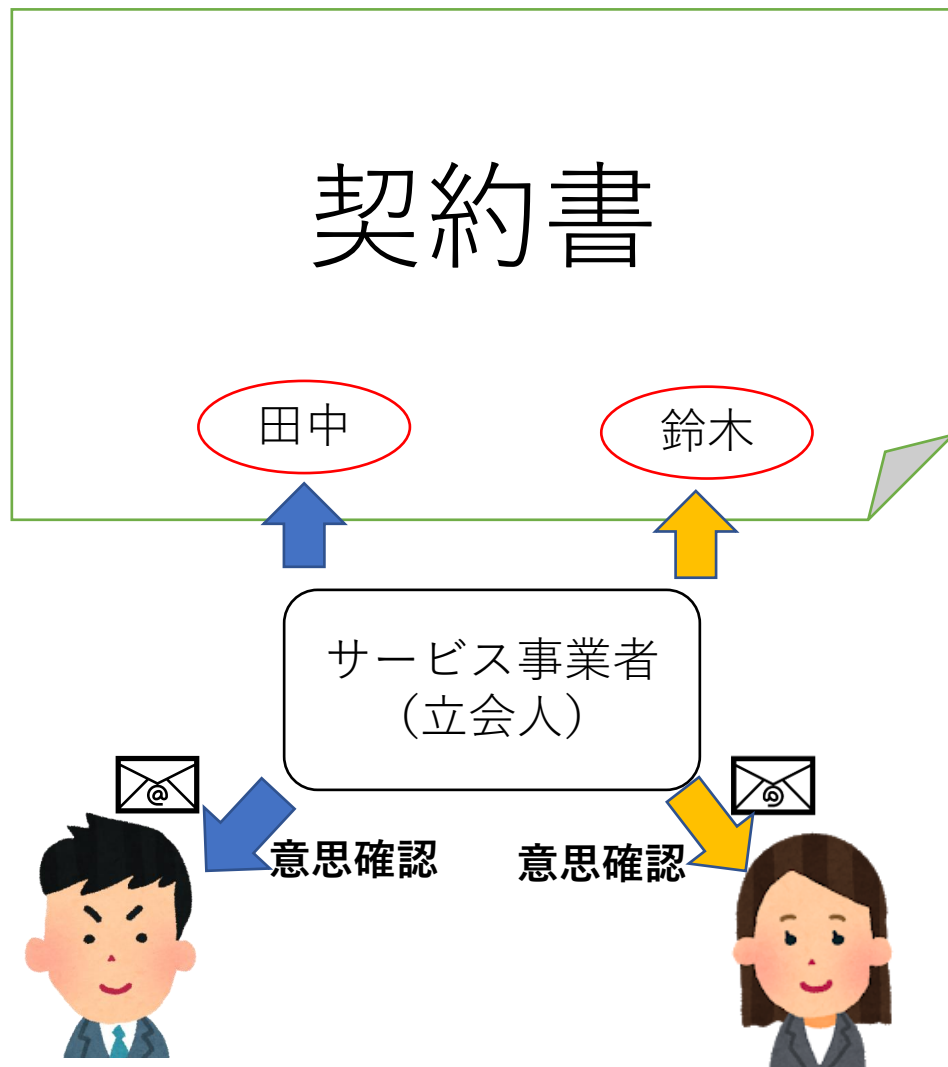
2 リモート署名

いわゆる「電子契約サービス」のサーバーにログインし、サーバーを通じて電子署名をする方法

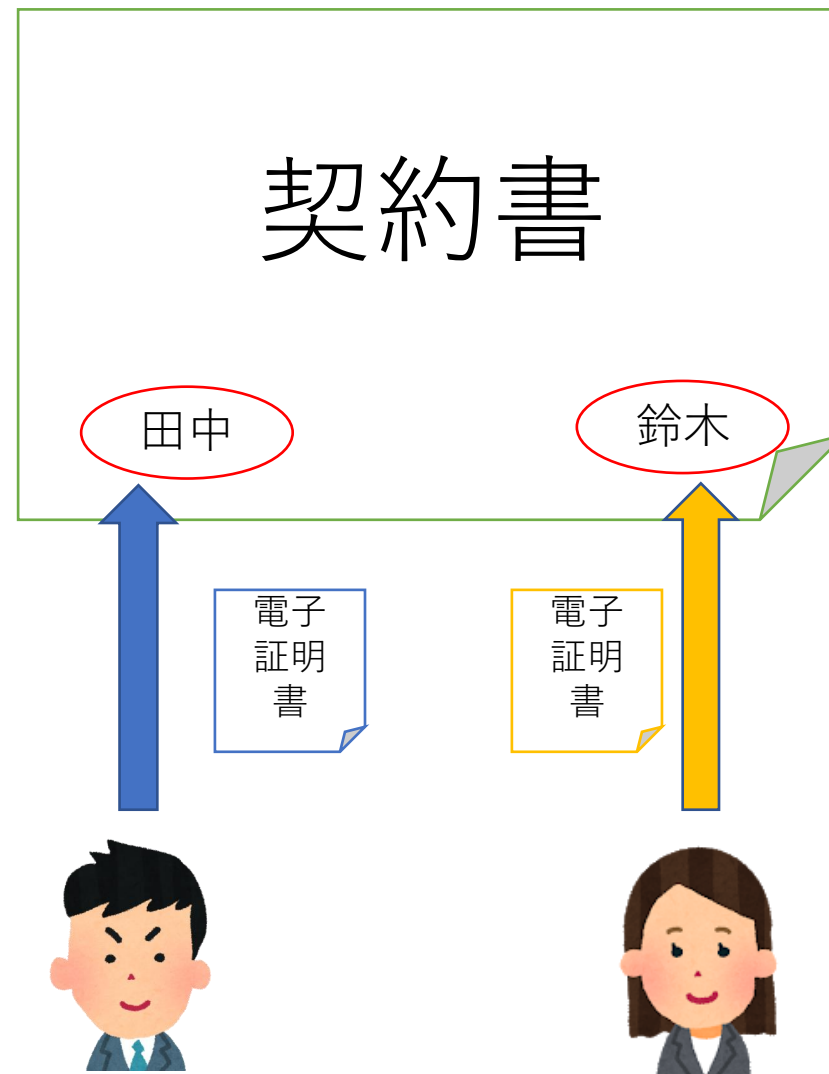
→ **実用的、これから普及すると思われる。**

「電子契約サービス」には
2つのタイプがある

「電子サイン」型 (立会人電子署名型)



「電子署名」型 (当事者電子署名型)



「電子サイン」型

立会人電子署名型



+ ログ

「電子署名」型

当事者電子署名型



電子証明書

電子証明書認証局

	メリット	デメリット
「電子サイン」型 (立会人電子署名型)	導入しやすい（登録に時間がかからない）。 取引相手は同じサービスに加入していなくても構わない。	本人確認がメールアドレスのみ。
「電子署名」型 (当事者電子署名型)	電子証明書による本人証明。 登録の際に厳格に本人確認がなされている。	導入、登録に時間がかかる。 取引相手も「電子署名」で行おうとすると、通常、同じサービスに加入する必要がある。

**2020年7月17日 3省（総務省・法務省・経済産業省）連名
「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等
を行う電子契約サービスに関するQ&A」**

→ 「電子サイン」型（立会人電子署名型）の電子署名でも、当事者の電子署名（電子署名法上の電子署名）として扱うことを可能とする解釈

電子契約サービス（具体例）

クラウドサイン

NINJA SIGN

GMO電子印鑑A g r e e

B t o Bプラットフォーム契約書

Docu Sign

ほか多数

「電子サイン」「電子署名」、併用型などそれぞれ特徴がある。
ほとんどが契約書管理サービスと一体となっている。

電子契約のメリット

1 契約にかかる時間、コストの削減

(日経新聞 2020年7月7日朝刊)

富士ゼロックス

もともと年50万件以上の契約書

今後5年間で 経費1億円削減

作業時間300万時間削減

見込む

電子契約のメリット

2 印紙代削減（印紙不要）

印紙税法 第2条

「文書（略）の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある」
→ 紙文書を作らない場合は「課税文書の作成」にあたらぬ（国見解）

3 不正の防止（文書の管理、相互監視）

「電子契約サービス」は「契約書保管サービス」と一体であることが多い。

→ 本質的には、（契約書だけでなく）「社内での文書管理方法の電子化」の問題

電子ファイル管理で「見える化」しやすいということ

電子契約のメリット

4 BCP(事業継続計画) への寄与

例 コロナ → 在宅勤務、テレワーク、リモートワーク
社内にある記録（紙媒体）を持ち出せない
↓
電子契約で取引を進めることができる
押印のため出社の必要なし

電子契約の注意点

- 1 本人確認 **本当に本人か？**
- 2 担当者の権限確認 **担当者は契約をする権限があるか？**
- 3 電子契約書の保管 **何年間？
プリントアウトか電子ファイルか？**
- 4 電子署名の「有効期間」 **有効期間がある！**
- 5 自社の契約権限の管理 **「ハンコ」なくしてどう管理？**

本人確認（注意点1 / 5）

特に「電子サイン」型の場合に、「メール」での本人確認で大丈夫か？

別人がメールを受け取り署名してしまう恐れはないか？



自分で「本人」を確かめておく必要がある！！

2段階認証（携帯電話へのパスコードなど）の活用
口頭でのやりとりを業務日誌に記録、電話録音
契約前後のメールのやりとりを保存しておく

担当者の権限確認（注意点2 / 5）

代表取締役ではなく、担当者の電子署名の場合も多い。
相手方担当者は契約を締結する**権限**があるのか？



自分で相手の「権限」を確かめておく必要がある！

代表取締役なら商業登記と照合して確認できる。

担当者の電子署名・電子サインの場合 → 担当者の権限を確認
(代表者に確認、名刺、聴取内容をメモ)

※ 電子委任状（法人代表者が職員等に代理権を授与する電子文書）があれば确实
2018年施行 電子委任状法

電子契約書の保管（注意点 3 / 5）

青色申告法人は、帳簿、決算書類、注文書、契約書、領収証、見積書等を7年間保管しなければならない。

（法人税法施行規則 59条1項）

電子契約の場合はどうすればよいのか？



電子ファイル（または **プリントアウトした書面**） **で保存する**
（電子帳簿保存法 10条）

（電子ファイルを保管する場合）

「タイムスタンプ（データ通信協会認定）等で改変を防止すること」などの基準を満たす必要がある（電子帳簿保存法施行規則）。

→ **電子契約・契約書管理サービス**を利用すれば通常満たす。

ただし、サービス利用をやめるときには、自分でダウンロードし保管する、他のサービスへ移管する必要がある。

電子署名の有効期間（注意点4 / 5）

電子署名には「有効期間」がある！

電子証明書 有効期間は「5年を超えない日」までに満了
（電子署名法施行規則6条4項）

理由 技術の進歩により暗号化技術が破られるおそれ
→ 通常1～3年の有効期間を定めて発行される

タイムスタンプを利用する→長期署名（10年～11年）

契約書の保存期間7年の関係でも必要

有効期間切れる前にタイムスタンプで延長

自社の契約権限の管理（注意点5 / 5）

これまで「ハンコ」を押す権限で管理していたが、電子契約では、どのように管理していくべきか？



「ハンコ」に代わって管理すべき「大事なもの」は何か？

- ① 自社が利用する「電子契約サービス」の場合
 - ログインに必要な情報（ID、パスワード）の管理
(権限者のみ)
 - 電子契約・契約管理サービスにおける、書類の「利用権限」「閲覧権限」の設定をきめ細かく。
- ② 取引相手からメールを通じて申し込まれる契約の場合
 - 社内ルール（決裁ルール）による管理

電子契約の注意点

- 1 本人確認 **自分で確認する必要あり。**
- 2 担当者の権限確認 **自分で確認する必要あり。**
- 3 電子契約書の保管 **7年間**
電子ファイル（又はプリントアウト）
電子契約サービス利用終了に注意
- 4 電子署名の「有効期間」 **利用するサービス内容を確認。**
- 5 自社の契約権限の管理 **ログイン情報、アクセス権限の管理。**

まとめ

- 電子契約・電子署名の利用は進む。
業務効率化・文書管理のメリットは大きい。
- 「管理」のポイントを押さえて、電子契約・電子署名の活用を。
「本人確認」「担当者の権限確認」は自分で！
電子契約書の保管方法を定める（サービス内容確認）。
電子契約サービスのログイン情報の厳重管理。
- サービス内容、法令等の変化が目まぐるしい。
常に最新情報をチェック～**これからも随時、お届けします！**